

令和2年度株式会社民間資金等活用事業推進機構の
業務の実績評価について

令和4年3月23日
内閣府民間資金等活用事業推進室

～目次～

1. 背景
2. 令和2年度の業務の実績評価について
3. 具体的な評価
 - I. 支援決定の実績等について
 - II. 収入・支出予算の執行について
 - III. 支援基準との適合性について
 - IV. 官民ファンドの運営に係るガイドライン対応状況について
 - V. KPIの達成状況について
4. 総括

別紙 令和2年度に支援決定を行った案件概要

(参考) 基本情報

- I. 本社
- II. 資本金
- III. 役員の状況
- IV. 従業員の状況
- V. 組織図
- VI. 決算の概要
- VII. 支援基準

1. 背景

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 10 月 7 日に設立され、8 年超が経過したところである。

PFI 事業の推進は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021（骨太方針）」、「成長戦略フォローアップ」でも重点施策とされており、案件数は年々増加しているものの、例えば人口 20 万人未満の市区町村で PFI 事業の実施経験ある団体は約 1 割にとどまるなど、PFI 事業に対する理解の不足や不慣れも手伝って、未だ十分には普及していない。

一方で、公共施設等の老朽化は急速に進行しており、地方公共団体は、公共施設等総合管理計画、個別施設計画等を策定し、公共施設等の集約化や建替えなどを計画的に進めているところである。この集約化や建て替え等に当たっては、企画立案の段階から運営に至るまで民間事業者の意見を十分に取り入れ、そのノウハウと資金を積極的に活用する PFI 手法を導入し、財政負担の軽減、良好なサービス維持・提供、民間の事業機会の創出等につなげることが重要である。

こうした状況の中、特定事業への資金供給や地方公共団体や民間事業者等へのコンサルティング機能を役割とする機構への期待はますます高まってきているところである。

この報告書は、以上のような背景を踏まえて、法第 65 条第 1 項に基づき令和 2 年度の機構の業務の実績について評価したものである。

2. 令和 2 年度の業務の実績評価について

機構の業務の実績については、①支援決定等が行われているか、②内閣総理大臣が認可した収入・支出予算が適正に執行されているか、③内閣総理大臣が定めた株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成 25 年内閣府告示第 232 号。以下「支援基準」という。）に沿って業務運営がされているかを基本として評価する。

また、官民ファンド共通のテーマとして官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）が決定され、これを踏まえて機構の中長期的な目標を掲げる KPI（目標時期及び数値目標をいう。）が設定されたことから、これらの達成状況についても評価している。

評価に当たっては、具体的な案件の支援決定に向けて実施した業務だけでなく、組織体制や規程類の整備等も含めて、機構が令和 2 年度に実施した業務を確認して評価している。

3. 具体的な評価

I. 支援決定の実績等について

i. 支援決定の実績等

平成 25 年 10 月 7 日の会社設立以降、令和 2 年度末までの機構の支援決定、支援実行等の実績は表 1 に示すとおり。

表 1. 令和 2 年度末までの支援決定等の実績（直接融資）

	①支援決定 事業数	② ①に係る 契約額 ※2	③支援 実行数※3	④支援 実行額	⑤処分 (債権譲 渡等) 決 定件数
平成 25 年度	1	0.01 億円	1	0.01 億円	0
平成 26 年度	4	0.55 億円	2	0.05 億円	0
平成 27 年度	10	280 億円	4	234 億円	0
平成 28 年度	7	35 億円	8	66 億円	0
平成 29 年度	6	176 億円	8	11 億円	0
平成 30 年度	6	151 億円	9	165 億円	0
令和元年度	6	419 億円	8	132 億円	0
令和 2 年度	12	238 億円	9	326 億円	0
累計	50※1	1,300 億円	47※1	934 億円	0

※1 支援決定事業数、支援実行数の累計については、過去に支援決定した案件に対する追加支援については、計上していない。

※2 PFI 事業者に対する出資契約又は融資契約を締結した金額。

※3 PFI 事業者に対する出資契約又は融資契約を締結した件数。

令和 2 年度に決定された支援案件は、鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業、(佐世保市) 中央公園整備及び管理運営事業、鳥取県立美術館整備運営事業、沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舎整備運営事業、京都市上下水道局南部拠点整備事業、国際教養大学新学生宿舎整備事業、新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業、鳥取市民体育館再整備事業、広島空港特定運営事業等、熊本県有明・八代工業用水道運営事業、第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業及び未公表案件 1 件の計 12 件である。

また、機構は、PFI 事業推進のため、出資者である地域金融機関等のネットワーク等を活用して、地方公共団体に対して特定選定事業である PFI 事業を実施するよう働きかけている。

ii. 支援決定の実績等に関する評価

令和 2 年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は 12 件である。

事業分野は 5 分野、公共施設等の所在地は 2 府 8 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散され、機構が進めている地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施した成果となっている。

II. 収入・支出予算の執行について

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており（法第 58 条第 1 項）、また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（法第 60 条）。そこで、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

i. 収入・支出予算の執行について

認可予算と実際の収入・支出状況との差異について、主な要因は以下のとおりである。

収入予算においては、出融資の財源として政府保証債 400 億円、政府保証借入 300 億円をそれぞれ計上していたが、支援決定した案件への出融資が自己資金で対応可能であったため、実績としては、政府保証債の発行、政府保証借入を行わなかった。

支出予算においては、貸付金 600 億円、出資金 150 億円を計上していたが、出融資を想定している案件にスケジュールの遅れが生じたことや、出融資額が想定より大幅に減少した案件があったことにより、実績としては、貸付金約 324 億円、出資金 1.4 億円となった。

表 2. 主要な収入データ (単位：千円)

科目	収入予算額	収入額
(款) 借入金	70,000,000	0
(項) 政府保証債発行	40,000,000	0
(項) 政府保証借入	30,000,000	0
(款) 事業収入	3,975,594	13,183,716
(款) その他収入	10	632
合計	73,975,604	13,184,348

表 3. 主要な支出データ (単位：千円)

科目	支出予算現額	支出額
(項) 貸付金	60,000,000	32,453,157
(項) 出資金	15,000,000	146,182
(項) 事業諸費	672,886	25,567
(目) 事業諸費	247,582	0
(目) 調査費用	28,676	6
(目) 旅費	22,368	179
(目) 支払利息	374,260	25,382
(項) 一般管理費	1,153,129	585,100
(目) 役職員給与	480,481	299,417
(目) 諸謝金	21,481	13,303
(目) 事務費	615,113	252,180
(目) 交際費	1,600	61
(目) 退職給与引当金繰入	28,454	15,168
(目) 固定資産取得費	6,000	4,972
(項) 配当金	400,000	400,000
合計	77,226,015	33,610,006

ii. 収入・支出予算の執行に関する評価

令和2年度の機構の収入及び支出については、上記のとおり、認可予算と実際の収入・支出状況には差異はあったものの、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められなかった。

Ⅲ. 支援基準との適合性について

法第 53 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定めた支援基準に従って機構の業務運営がされているかについて評価を行う。

i. 令和 2 年度に機構が支援決定を行った案件に関する適合性

支援基準においては、支援対象となる対象事業について、公共性・公益性、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用、収益面における出融資等適合性に係る基準を満たすべきとされている。

機構は令和 2 年度に 12 件の支援決定（別紙）を行ったが、当該案件に係る支援基準適合性は支援決定時に確認している。

ii. 機構の業務運営に関する適合性

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

支援基準においては、特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めることとされている。

機構は、各種リスク分析により、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断したものについて支援決定を行っている。また、支援決定した案件についてモニタリングを実施することとしている。

なお、令和 2 年度末までに処分決定に至る案件等が生じておらず、具体的な収益性について評価を行う段階には至っていない。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

支援基準においては、支援の対象事業が特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう、適切な出融資を行うことに努めることとされている。機構は、令和 2 年度に 12 件の支援決定を行ったが、事業分野は 5 分野、公共施設等の所在地は 2 府 8 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されたポートフォリオにつながるものと考えられる。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

支援基準においては、事業・収支計画の精査、支援開始後のモニタリング等を適切に実施し、規律ある出融資等を行うこととしている。

令和 2 年度に支援決定した 12 案件について、機構では、投融資部において PFI 事業を実施する民間事業者の事業・収支計画や経営体制について審査し、財務管理部における審査を経て、民間資金等活用事業支援委員会で支援決定した。また、支援実行後には、投融資部等において事業の進捗状況をモニタリングする体制を整えている。

(4) 運用の透明性

支援基準においては、対象事業等について十分な情報開示に努めるとともに、対象事業者に対して投融資する民間金融機関等に対する必要な説明を適時適切に行うこととされている。

機構は、支援決定した案件について、支援決定日、案件内容に関する情報を機構のホームページにて公開しており、引き続き情報開示、説明に努めることとしている。

また、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行っており、引き続き情報開示及び説明に努めることとしている。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

支援基準においては、対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関等の投融資を補完する等類似の民間金融機関等の活動を不当に妨げることがないようにすることとされている。機構は、こうした趣旨を踏まえて支援内容を決定することとしており、令和2年度末では、機構と民間の総出融資額が、機構の出融資額の9.9倍になっている。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

支援基準においては、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備することとしている。

機構は、平成25年10月に設立され、執行体制の整備に努めてきたところであり、①支援検討プロセス、②支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用については、以下のとおりである。

① 支援検討プロセス

機構は、出融資の金額にかかわらず、全ての個別案件について、案件形成を支援する段階、投融資部において支援を検討する段階、財務管理部において内部審査を実施する段階、代表取締役社長により決裁を行う段階、支援委員会において支援を決定する段階の5つの段階を経て、支援決定している。

➤ 案件形成を支援する段階

プロジェクト支援部が地方公共団体等へ赴き、PFI事業の案件形成を支援している。具体的には、PFIの制度や事例の紹介、PFI導入を検討している案件の相談、セミナー活動等を実施している。

➤ 投融資部において支援を検討する段階

実施方針が公表されたPFI事業に関して、民間事業者から機構に支援の要請があった場合、投融資部において当該案件を支援できるかどうかを判断している。具体的には、機構の支援対象である特定選定事業等であり、支援基準に適合していること等を確認できたものについて、事業の採算性等を精査し、機構による支援の企画立案業務を実施することとしている。

➤ 財務管理部において内部審査を実施する段階

投融資部門から独立する財務管理部が、企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び機構の出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。

➤ 代表取締役社長により決裁を行う段階

機構として、企画立案された支援案件を支援委員会に付議することについて、社内決裁が行われる。

➤ 支援委員会において支援決定する段階

専門性及び独立性を具備する支援委員会が、主務大臣意見及び所管大臣意見を踏まえて、支援の対象とする事業者と支援の内容について決定する。

② 支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用

➤ 利益相反チェック

機構は、利益相反管理規程を定め、利益相反取引情報の収集及び定期的な取締役会への報告を行う体制を整備している。利益相反管理については、職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会に取組状況が説明され、同委員長から取締役会に報告されることとされている。

なお、令和2年度において経営に重大な影響を与える、又は、取引先、機構等の利益が著しく阻害される利益相反に関する事案として取締役会に報告された事例はなかった。

➤ 情報隔壁の構築

機構は、公共又は民間事業者候補と秘密保持契約を締結した場合には、社内システムにおけるアクセス制限措置を含め、電子媒体・メール・書類等の情報を隔離することとしている。

また、情報管理に係る社内研修を機構の職員全員に対して実施するとともに、職員の出向元にも機構の情報管理等を説明し、情報隔離の徹底を図っている。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

支援基準においては、特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮することとされている。

機構は、東日本大震災で被災した宮城県女川町において、復興に向けた水産加工団地に必要な排水処理施設について、PFI事業として整備・運営する事業者に対して平成25年度（出資）及び平成26年度（融資）に支援決定している。

また、機構は、東日本大震災で被災した仙台空港について、公共施設等運営権を活用して運営を行う事業者に対して平成28年度に支援決定している。

iii. 支援基準との適合性に関する評価

令和2年度に行われた12件の支援決定については、いずれも支援基準に適合しており妥当であると認められる。また、機構の業務実績について支援基準の各項目に照らして特段の問題は認められなかった。

今後、支援基準を遵守して支援決定実績を積み上げるとともに、支援実施後のモニタリングやポートフォリオマネージメント等を適切に実施することが期待される。

IV. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について

官民ファンドの運営に係るガイドラインに準拠して機構が業務を実施しているか評価を行う。

i. 運営全般（政策目的、民業補完等）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、支援基準等において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」としており、それに基づき民業圧迫とならないよう、機構の役割は民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することに徹して行われている。</p>
<p>② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。</p>	<p>支援基準等において「特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、会社の業務期間全体に必要な総支出額(出資者に対する適切な配当を含む。)を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めなければならない」として収益性の確保に努めることとしている。</p>
<p>③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。</p>	<p>特定選定事業等を実施する者を支援することとされており、以下のとおり、必要十分な資金供給等のために必要な組織構成となっている。</p> <p>（投資態勢）</p> <p>投融資部がPFI事業を実施する地方公共団体・民間事業者からの相談に対応し、投資案件を立案。財務管理部の審査を経たうえで、支援委員会によって投資が決定される態勢となっている。</p> <p>（窓口体制等）</p> <p>地方公共団体や民間事業者等から支援に関する相談があった場合には、PFI事業の進捗に応じてプロジェクト支援部又は投融資部が適時に対応する体制を整えており、PFI事業の実施を検討している自治体、PFI事業に参入しようとしている民間事業者に対して、実務のノウハウの提供及びプロジェクト形成支援を行っている。</p> <p>なお、令和2年1月に、地域再生法（平成17年法律第24号）が改正されたことにより、認定地域再生計画に基づく民間資金等活用公共施設等整備事業に対し、利用料金徴収の有無にかかわらず、地方公共団体の求めに応じコンサルティングを行うことが特例業務として可能となっている。</p>

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
	<p>(人材育成機能)</p> <p>地域金融機関等から職員の出向を受け入れるとともに、自治体向けのセミナーを開催するなど地域人材の育成を積極的に行っている。また、令和元年度より大学生をインターンシップとして1名ずつ受け入れている。</p>
<p>④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。</p>	<p>ホームページにおいて、支援基準を公開するとともに、機構の設立趣旨、支援方法等の情報を公開することで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が周知されるよう措置している。</p> <p>また、地方公共団体への往訪や民間事業者等との意見交換を通じて、機構の設立趣旨、支援方法、選定までの期間、手続等について適切に説明を行うことで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が理解されるよう努めている。</p>
<p>⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議の決定を踏まえ、中長期的な指標である KPI を定め、業績を評価することとしている。また、上記業績評価の内容を官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において報告している。</p>
<p>⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。</p>	<p>支援基準等において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」としており、民業圧迫とならないよう、民間金融機関又は事業者の要請に基づいて支援決定を行うなど、機構の役割は民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することに徹して行われている。</p>
<p>⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。</p>	<p>限られた期間内で PFI 事業の普及の呼び水となるよう、人材育成に係る KPI を定め、民間金融機関等から職員の出向を受け入れるなど人材の育成を積極的に行っている。</p> <p>また、地方公共団体や地域金融機関等の職員が参加する専門的なセミナーにおいて令和2年度に6回講演を実施。</p> <p>PFI 事業におけるファイナンスの担い手となる地域金融機関等の職員に対する人材育成に、今後更に力を入れていくことが求められる。</p>
<p>⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議及び幹事会に対する定期的な報告について、正確かつ透明性をもって報告を行っている。</p>

ii. 投資の態勢及び決定過程

(1) 投資の態勢

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 案件発掘及びデューデリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。	金融機関出身者等プロジェクトファイナンスの知識・能力を備えた職員を配置して案件発掘を行うとともに、監査法人出身者等を配置して具体的案件のデューデリジェンスを行う態勢を整えている。
② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。	支援決定する際のプロセスは3. III ii (6) ①に記載のとおりであり、このプロセスに従い、支援決定がなされている。
③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	全取締役の過半数を占める社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から常勤取締役含む執行部を監視し、牽制する仕組みを導入している。
④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか（大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等）。	<p>投資に係る決定を行うにあたっては、まず投融資部門から独立する財務管理部が、投融資部を中心に企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査が通った案件に関しては、法第46条第1項第1号に定めるところにより、取締役会から独立した機関である支援委員会において支援決定を行うこととしている。支援委員会については、監査役の出席を求めることとしている。</p> <p>さらに、支援決定前には、内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会（法第54条第2項及び第4項）を行うこととしており、上記のプロセスにより投資に係る決定における監視、牽制が機能している。</p>
⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業禁止義務等の退職に関する制限の有無等）。	類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、職員の給与水準を定めるとともに、業績連動賞与を設けること等としている。
⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	<p>機構は、出資している他ファンドに対して、随時、組合の財産状況及び業務執行状況につき質問することができ、また、組合員集会において、組合の運営及び財産の運用状況につき意見を述べるができることとされている。具体的には、事業年度経過後に無限責任組合員より送付される財務諸表の確認等を実施し、当該ファンドの財産状況の把握を行う。</p> <p>なお、令和2年度末時点において、無限責任組合員としての他ファンドへの支援業務は行っていない。</p>

(2) 投資方針

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。</p>	<p>政策目的に沿って業務が実施されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を作成し、投資方針のチェックを実施している。</p>
<p>② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価 ・ 民間資金の呼び水機能 ・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等） ・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認 ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等） 	<p>投資に当たってあらかじめ設定された支援基準等を遵守している。</p> <p>また、支援決定前に内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会を行う場合においても、定性面と定量面の両面から投資の妥当性についての説明を行っている。</p> <p>さらに、支援委員会においても定性面と定量面の両面から投資の妥当性について検討を行ったうえで投資に関する決定を行っている。</p>

(3) 投資決定の過程

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、個別案件の審査に関しては、投融資部門から独立する財務管理部が、投融資部を中心に企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査が通った案件に関しては、最終的には取締役会から独立した中立的な機関である支援委員会にて、支援の可否等につき決定される。</p>
<p>② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。</p>	<p>支援に係る決定を行う組織としては支援委員会が該当するが、令和2年度において支援委員会に付議された案件数は12件であり、当該12件について適切に支援決定がなされている状況である。</p>

(4) 経営支援（ハンズオン）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。	原則として投資等に伴う経営支援（ハンズオン）は行わない。

(5) 投資実績の評価及び開示

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する ・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する ・ EXITの方法、時期は個別案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する 	個別案件のモニタリングについては、一義的には投融資部の担当者が行っており、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき、適宜確認している。また、各案件のモニタリング状況を財務管理部で集約し、年に2回、取締役会にて報告を行っている。 上記により、投融資先のSPCの返済能力に疑義が生じた場合等において、組織としてすぐに適切な対応が取れるよう、モニタリング体制が構築されている。
② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。	出資について決算時に時価評価することとしている。また、当該内部評価が適切に行われていることを裏付けるため、監査法人による外部監査を受けている。
③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）	個別案件及び機構全体に関して、KPIを定め、業績を評価することとしている。 KPIに関する評価については、「V. KPIの達成状況について」を参照。
④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。	個別案件のモニタリングについては、一義的には投融資部の担当者が行っており、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき、適宜確認している。 また出資について決算時に時価評価することとしている。

(6) 投資の運用方針の見直し

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 投資の運用実績の評価に基づき、運営方針の変更等が適切に行われているか。（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれの場合の対応などが適切に行われているか）	個別案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を適切に行っている。

iii. ポートフォリオマネージメント

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。</p>	<p>対象案件が、特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう分散出融資に努め、全体のポートフォリオを構成している。</p> <p>令和2年度末時点における累計の支援決定件数は50件であるが、事業分野は7分野、公共施設等の所在地は1道1都2府22県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されている。</p> <p>また、財務管理部、経営会議及び取締役会においてポートフォリオマネージメントを行っている。</p>
<p>② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。</p>	<p>個別案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を適切に行っている。また、投資実績、運用実績の評価について必要なモニタリングについては、まず投融資部が、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき確認した上で、各案件のモニタリング状況を財務管理部で分析評価し、年に2回、取締役会にて報告を行っており、必要な態勢が適切に整備されている。</p>

iv. 民間出資者の役割

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。</p>	<p>民間出資者に対して、機構に対する出資とともに、PFI事業の普及への協力を求めている。例えば、出資者である地域金融機関等のネットワークを通じて地方公共団体を訪問し、公共施設等の整備等をPFI事業として実施するよう働きかけを行っている。</p>
<p>② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。</p>	<p>出資者は金融機関等であり、リスクマネーの供給やPFI事業の拡大によるインフラ投資市場の整備を期待している。機構の個別の投資案件については、株主総会や事業報告を通じて説明し、民間出資者からも意見を聴くなどして確認している。</p>
<p>③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。</p>	<p>民間からの出資は、国からの出資条件と同等の普通株式となっており、適切なものである。</p>

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。 投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。 	<p>支援決定時における支援内容（案件名、事業者名、支援決定日）について適時、自社ホームページにおいて公表している。</p> <p>支援実行後においても株主総会を通じて上記の支援状況等を民間出資者に対して報告している。</p>

v. 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。</p>	<p>国から5名の職員を出向者として受け入れ、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築している。</p>
<p>② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。</p>	<p>支援決定時及び支援決定後において支援内容（案件名、事業者名、支援決定日）について、自社ホームページや事業報告書にて公表している。</p>
<p>③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等 投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等 	<p>支援決定前に内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会を行う場合においても、定性面と定量面の両面から投資の妥当性についての説明を行っている。</p> <p>また、投資決定後の個別案件のモニタリングについては、まず投融資部が、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき確認した上で、各案件のモニタリング状況を財務管理部で分析評価し、年に2回、取締役会にて報告を行っている。</p> <p>今後は特に、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる事業者について、経営状況に一層注視するとともに、監督官庁への適時適切な報告が求められる。</p>

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由についての事前の説明も含め適切に報告しているか。	支援対象事業に関して、事業者との守秘義務契約を締結した場合には、監督官庁に対してその旨を報告している。

vi. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況に関する評価

令和2年度の機構の業務実績について官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして特段の問題は認められなかった。今後とも、ガイドラインを遵守して業務実績を積み上げていくことが期待される。

V. KPI の達成状況について

機構は、法第 31 条（機構の目的）を達成するべく、同条に沿って「1-1 機構による関与の結果、PFI 事業に参加した企業の数」、「1-2 投資人材の育成」、「1-3 呼び水」及び「2 累積損益」という 4 項目について KPI を設定している。

そこで、機構の KPI に対し令和元年度末時点における達成状況を示し評価を行う。

i. KPI 1-1 機構による関与の結果、PFI 事業に参加した企業の数

年度	令和 2 年度末	令和 4 年度末
件数	167（実績）	200（計画）

ii. KPI 1-2 投資人材の育成

以下 A、B の値の合計を指標とする。

- A ファンドに 1 年以上在籍した投資従事者の数
- B 投資業務の経験が浅い者を受け入れた数

年度	令和 2 年度末	令和 4 年度末	令和 7 年度末	令和 9 年度末
人	69（実績）	79（計画）	91（計画）	99（計画）

iii. KPI 1-3 呼び水（「ファンドの実出融資額」に対する「誘発された民間企業等からの出融資額」の比率）

年度	令和 2 年度末	令和 4 年度末
倍率（倍）	9.9（実績）	8.5（計画）
誘発額（億円）	9,234（実績）	7,281（計画）

iv. KPI 2 累積損益

年度	令和 2 年度末	令和 4 年度末	令和 7 年度末	令和 9 年度末
（億円）	18（実績）	20（計画）	32（計画）	40（計画）

v. KPI の達成状況に関する評価

4 つの KPI について達成状況を評価したところ、令和 2 年度末時点でそれぞれ順調に成果を積み上げているものと認められた。今後とも、KPI の達成を目指して、業務を実施していくことが期待される。

4. 総括

機構が令和2年度に実施した業務の実績評価を行ったところ、総括的に見れば、PFI事業を行う民間事業者に対する資金供給機能、地方公共団体や民間事業者、地域金融機関等に対するコンサルティング機能を適切に発揮し、幅広い地域・分野における支援を行っており、着実に支援実績を積み上げている。

収入・支出については、認可予算の範囲内で政府保証債や政府保証借入を中心に機構の投融资額に応じて借入を行うとともに、支出面では特に一般管理費に関して、当初計画よりも削減を進めており、効率的な経営に努めている。こうした支援実績の積み上げや経営効率化の努力によって、機構の経常利益は、平成28年度より5年連続単年度黒字を達成し、平成30年度には累積黒字に転換。令和2年度決算では令和元年度に引き続き配当を行った。

また、業務運営についても国が定める各種基準及び官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして、おおむね適切に実施されており、官民ファンドとして機構に求められている社会的役割を果たしているものと評価する。

なお、今後の業務の実施に当たり期待する事項は以下のとおり。

① 地方案件等への積極的な支援について

令和2年度においては広島空港のコンセッション案件など国の重点分野を中心に幅広くリスクマネーを供給することとしており、独立採算型等のPFI案件の普及に貢献している。機構はこれまでの取組を通して地方公共団体や地域金融機関等との関係を深めており、これらのネットワークを活用し、引き続き、コンセッションのほか、地方創生につながるような地方案件、PFIの活用可能性を拡げる案件等に対して、適切な手法による積極的な支援を強化していくことを期待する。

② 地方部へのPFI事業の普及について

プロジェクト支援部を中心に、地方公共団体や地域金融機関等を対象としたセミナー等における講演や、地方公共団体や出資者である地域金融機関等へ直接訪問するなど、意見交換や情報提供を通じたPFI事業の普及活動を積極的に行っている。引き続き、これらに積極的に取組むことにより、地域におけるPFIの普及につなげていくことを期待する。

③ 地域人材の育成について

地域金融機関等を対象とした専門的なセミナーにおける講演、PFI事業に関するノウハウの提供などにより地域人材の育成を行っており、今後も地域人材の育成に積極的に関わっていくことを期待する。

特に、新型コロナウイルス感染症の状況や地域金融機関等のニーズを踏まえ、地域金融機関等の人材育成を進め、PFI事業におけるファイナンスの担い手を増やすべく、短期トレイニーの受入やオンラインを活用した研修プログラムの提供等についても取り組むことを期待する。

④ 業務推進体制の充実について

金融機関など多様な主体からの出向者のノウハウを最大限活用するなどの配置上の工夫等により、案件形成やアドバイザー機能の強化とともに、事業計画審査、モニタリング体制の充実を図っている。

引き続き、限られた人員体制の中で、求められる役割を十分発揮していくための業務推進体制の確保を行っていくことを期待する。また、コンサルティング業務についても、積極的に実施するため、更なる体制の充実を図っていくことを期待する。

⑤ 情報開示の一層の充実について

支援決定時における支援内容等について、ホームページにて公表するとともに、事業報告、計算書類及び監査報告書を公表し、業務活動等の情報開示を適切に行っている。

今後は、支援案件の概要や地域金融機関等との協働、人材育成の実績等についてもホームページ等で紹介するなど、情報開示をより一層充実させることを期待する。

機構においては、本実績評価を踏まえ、官民ファンドとして求められる社会的役割に一層応えることができるよう、引き続き、適切に業務を行っていくことを期待する。

PFI 推進機構による支援決定について

(1) 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	M & C 鳥取水力発電株式会社 (代表企業：三峰川電力株式会社)
② 支援決定日	令和2年7月17日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、運用開始後半世紀以上経過した4発電所(小鹿第一、小鹿第二、春米、日野川第一)の発電施設について、施設改修及びその後の効率的な運営維持を民間事業者が行う事業。民間事業者が有するノウハウや創意工夫を全面的に活用することにより、発電施設の長寿命化、民間への市場開放に伴う地域経済の活性化、県利益の最大化を図ることを目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、公営発電施設の整備等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を全面的に活用することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、VFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	鳥取県営水力発電所再整備・運営事業は、鳥取県が実施する複数の水力発電所の整備、維持管理及び運営等を一体的に民間に委託する PFI 事業であり、公営水力発電分野をコンセッション事業等の重点分野として掲げる PPP/PFI 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (経済産業大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対して令和2年5月以降計4回融資を実行。運営開始済の水力発電所については概ね計画どおりの発電を実施、改築中の水力発電所については遅延なく改築が進捗している。

(2) (佐世保市) 中央公園整備及び管理運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	庭建パークマネジメント株式会社 (代表企業：株式会社庭建)
② 支援決定日	令和2年7月17日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、中央公園のうち、まちづくり構想における「交流・文化ゾーン」及び「自然レクリエーションゾーン」の一部を対象としてリニューアルを行い、基本理念である「佐世保を象徴する場所として『憩い』と『交流』を創出する拠点づくり」の実現を目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、佐世保を象徴する場所として「憩い」と「交流」を創出する拠点として中央公園の整備等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間事業者の有するノウハウや創意工夫が盛り込まれることにより、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	中央公園整備及び管理運営業務は、佐世保市が実施する公園の整備、維持管理及び運営等を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資の実行に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(3) 鳥取県立美術館整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	鳥取県立美術館パートナーズ株式会社 (代表企業：大和リース株式会社)
② 支援決定日	令和2年7月29日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、鳥取県立博物館(鳥取市)の美術分野を新たに整備する鳥取県立美術館(倉吉市)へ移転するにあたり、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理・運営を効果的かつ効率的に実施する事業。地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源や周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、美術館の魅力のさらなる向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、県立博物館の美術分野を移転するため、美術館の整備等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、設計、建設、運営・維持管理業務の専門的な広範囲かつ高度な能力やノウハウを有する民間事業者と連携・協力して美術館運営を行うことにより、施設の機能性や利便性、安全性、効率性の向上が図られ、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	鳥取県立美術館整備運営事業は、鳥取県が実施する美術館の整備、維持管理及び運営等を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対して令和2年10月以降計2回融資を実行。美術館については遅延なく建設が進められている。

(4) 沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舎整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	OKINAWA SCIENTISTS VILLAGE III (代表企業：株式会社合人社計画研究所)
② 支援決定日	令和2年9月18日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	沖縄科学技術大学院大学は、沖縄における技術移転及びイノベーションを促進する知的クラスターの核となることを通じて、世界の科学技術へ寄与するために日本政府の主導により創設された大学院大学。国内外から優れた研究者を集めて質の高い研究を行い、世界レベルの研究拠点となっている。 本事業は、沖縄科学技術大学院大学における 学生・教員・ユニットスタッフ等の増加に伴う生活環境基盤整備の一環として、大学敷地内に民間事業者の資金と経営能力等を活用し、宿舎を整備、維持管理運営する事業。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、世界レベルの研究拠点となっている沖縄科学技術大学院大学の宿舎の整備等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間事業者が有する専門的な知識や技術を最大限に利用することにより、沖縄科学技術大学院大学が求める賃料水準の範囲内で、より快適な住環境を整えるとともに、より質が高く柔軟なサービスを提供できることが期待され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、VFM が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舎整備運営事業は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が実施する、宿舎の整備及び運営業務を民間に委託する PFI 事業であり、文教施設分野をコンセッション事業等の重点分野として掲げる PPP/PFI 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対して令和2年9月に融資を実行。宿舎については遅延なく建設が進められている。

(5) 京都市上下水道局南部拠点整備事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	PFI 京都市上下水道庁舎整備・運営株式会社 (代表企業：株式会社大林組)
② 支援決定日	令和2年12月15日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、上下水道局本庁舎を含む京都市内南部エリアを所管する水道・下水道の事業所を集約することにより、効果的・効率的な事業執行体制を構築するとともに、漏水や地震、大雨等の大規模災害の発生時における迅速な復旧対応を可能とすること等を目的として、京都市内南部エリアにおける事業活動・災害対応の拠点を整備する事業。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、京都市内南部エリアにおける事業活動・災害対応の拠点となる庁舎の整備等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用によって、新庁舎資産活用スペース及び現本庁舎の立地・施設の特徴等を踏まえた活用がなされて、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	京都市上下水道局南部拠点整備事業は、上下水道局本庁舎を含む京都市内南部地域を所管する水道・下水道の事業所を集約し、同地域における事業活動・災害対応の拠点を整備するPFI 事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI 事業として、PPP/PFI 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対して令和3年3月に初回融資を実行。庁舎については遅延なく建設が進められている。

(6) 国際教養大学新学生宿舎整備事業（秋田県）

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	樫台フォレストヴィレッジ株式会社 (代表企業：株式会社沢木組)
② 支援決定日	令和3年1月26日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、公立大学法人国際教養大学の全学生の8割以上はキャンパス内で生活するため、新たに大学隣接地に新学生宿舎を整備する事業。世界各国からの留学生との共同生活を通じ国際教養教育の実践の場とすることを目的としている。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、公立大学法人の学生宿舎の整備等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、コインランドリーや家電等のレンタル事業の利用料による事業収入により費用を回収するなど、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	国際教養大学新学生宿舎整備事業は、公立大学法人国際教養大学が実施する学生宿舎の整備、維持管理及び運営等を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資の実行に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(7) 新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	PFI 青い森スポーツパーク株式会社 (代表企業：株式会社大林組)
② 支援決定日	令和3年1月26日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、青森県が青森市宮田地区の新青森県総合運動公園(新運動公園)区域に新水泳場を整備し、新運動公園の運営及び維持管理を行うとともに、同市安田地区の青森県総合運動公園運動施設区域の運営及び維持管理を一体的に行う事業。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、県のスポーツ施設の整備、維持管理及び運営等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間事業者が有する屋内水泳場をはじめとするスポーツ施設や都市公園等の運営ノウハウを活用し、利用者のニーズに対して柔軟に対応することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業は、青森県が実施するスポーツ施設の整備、維持管理及び運営等を行う PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資の実行に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(8) 鳥取市民体育館再整備事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	PFI 鳥取市民体育館株式会社 (代表企業：株式会社合人社計画研究所)
② 支援決定日	令和3年1月26日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	年間10万人以上の市民が利用する鳥取市民体育館は、建設から40年以上が経過し、老朽化や耐震化、ユニバーサル化の遅れなど様々な課題を抱えており、民間活かさやノウハウを活用することで、再整備及び再整備後の維持管理・運営を効果的・効率的に実施するとともに、ソフト・ハードの両面においてさらなる魅力の向上を図ることを目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、市のスポーツ推進の拠点施設である体育館の整備及び維持管理・運営等を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、建設から維持管理までを一体的に行うことでライフサイクルを通じ、一貫して民間事業者による創意工夫を發揮した取組及び体制の採用が図られ、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	鳥取市民体育館再整備事業は、鳥取市が実施する市民体育館の整備、維持管理及び運営等を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資の実行に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(9) 広島空港特定運営事業等

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	広島国際空港株式会社 (代表企業：三井不動産株式会社)
② 支援決定日	令和3年2月19日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、広島空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ、民間事業者に空港運営事業を実施させることにより、空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を図ることを目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、空港施設を対象としており、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、着陸料、施設使用料金等の料金収入を運営権者の収入とすることとされており、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	広島空港特定運営事業等は、広島空港に運営権を設定し、民間事業者に特定運営事業等を実施させるものであり、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資の実行に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(10) 熊本県有明・八代工業用水道運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	ウォーターサークルくまもと株式会社 (代表企業：メタウォーター株式会社)
② 支援決定日	令和3年3月30日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、工業用水道として全国初の公共施設等運営権制度を活用したPFI事業であり、長期間にわたる施設の維持管理・更新等を一体的に実施し、民間の活力や創意工夫を生かした効率的な事業運営ノウハウを取り入れることで、持続的な工業用水道事業の運営を目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、工業用水道等を対象としており、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間事業者が長期間にわたって施設の維持管理・更新等を一体的に実施し、民間の活力や創意工夫を生かした効率的な事業運営を取り入れることで、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	熊本県有明・八代工業用水道運営事業は、熊本県内の有明工業用水道及び八代工業用水道並びにこれらに付帯する施設に運営権を設定し、民間事業者に特定運営事業等を実施させるものであり、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資の実行に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(11) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	株式会社上総安房クリーンシステム (代表企業：日鉄エンジニアリング株式会社)
② 支援決定日	令和3年3月30日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、現在実施している君津地域広域廃棄物処理事業が2026年度に事業終了を迎えるにあたり、今後の本地域の社会環境の変化を踏まえ、千葉県内7自治体による次期の広域廃棄物処理システムを構築し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、一般廃棄物処理施設を対象としており、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間事業者により設計・施工・運営・施設所有・解体までを一貫してゆだねることで、民間の事業運営に関するノウハウを最大限活用することができ、施設のライフサイクルでの事業の最適化を図ることができ、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、VFMが見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	第2期君津地域広域廃棄物処理事業は、一般廃棄物処理施設の整備・運営等を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 令和2年度末における本件の状況	機構は、事業者との融資契約締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

基本情報（令和3年3月31日時点）

I. 本社

東京都千代田区大手町1丁目6番1号

II. 資本金

100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）

※出資金額の2分の1は、資本準備金としている。

（参考）出資者一覧

財務大臣	株式会社荘内銀行	株式会社福岡銀行
株式会社あおぞら銀行	株式会社常陽銀行	芙蓉総合リース株式会社
株式会社青森銀行	信金中央金庫	株式会社北都銀行
株式会社秋田銀行	株式会社新生銀行	株式会社北洋銀行
株式会社足利銀行	損害保険ジャパン株式会社	株式会社北陸銀行
株式会社阿波銀行	第一生命保険株式会社	株式会社北海道銀行
株式会社池田泉州銀行	株式会社第四北越銀行	株式会社みずほ銀行
株式会社伊予銀行	株式会社千葉銀行	みずほ信託銀行株式会社
株式会社岩手銀行	株式会社中国銀行	みずほリース株式会社
NECキャピタルソリューション株式会社	株式会社筑波銀行	株式会社みちのく銀行
株式会社大分銀行	東京海上日動火災保険株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社大垣共立銀行	東京センチュリー株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社鹿児島銀行	株式会社東邦銀行	株式会社三菱UFJ銀行
株式会社紀陽銀行	株式会社東北銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社京都銀行	株式会社南都銀行	株式会社武蔵野銀行
株式会社群馬銀行	株式会社西日本シティ銀行	明治安田生命保険相互会社
株式会社埼玉りそな銀行	株式会社日本政策投資銀行	株式会社山形銀行
株式会社佐賀銀行	日本生命保険相互会社	株式会社山口銀行
株式会社滋賀銀行	株式会社八十二銀行	株式会社山梨中央銀行
株式会社四国銀行	株式会社肥後銀行	株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行	株式会社百五銀行	株式会社りそな銀行
株式会社七十七銀行	株式会社百十四銀行	株式会社琉球銀行
株式会社十八親和銀行	株式会社広島銀行	
株式会社十六銀行	株式会社福井銀行	

※五十音順（財務大臣を除く。）

Ⅲ. 役員の状況

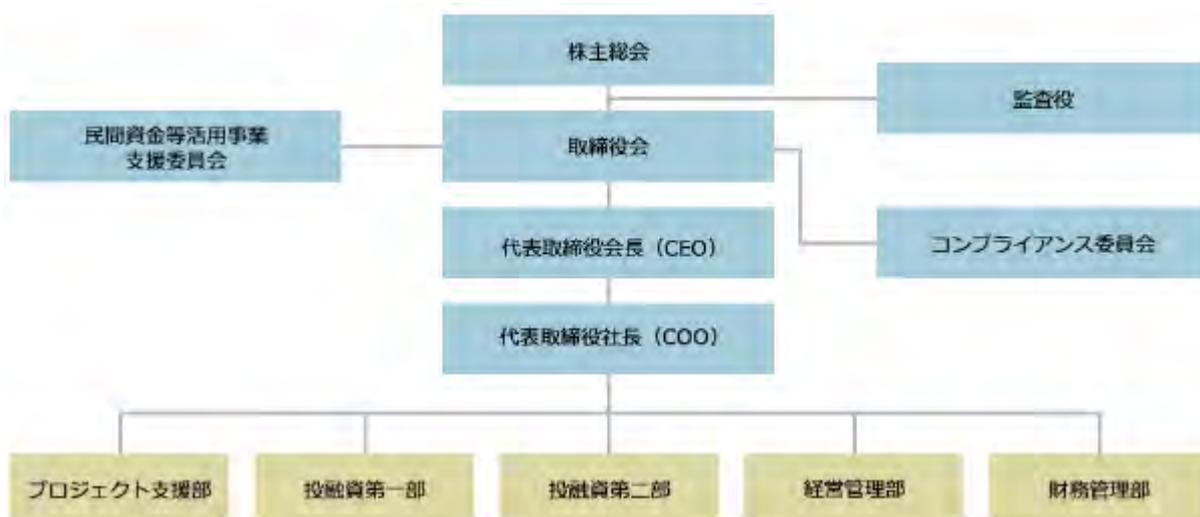
役職	氏名	重要な兼職状況
○代表取締役社長	半田 容章	
◎社外取締役	松田 修一	早稲田大学 名誉教授 株式会社コメリ 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役
○社外取締役	上村 多恵子	京南倉庫株式会社 代表取締役
○社外取締役	宮本 和明	パシフィックコンサルタンツ株式会社技術顧問 東京都市大学名誉教授 東北大学名誉教授
社外監査役	田知本 章	粟澤・山本法律事務所顧問 公認会計士
社外監査役	志田 康雄	ブレイクモア法律事務所パートナー弁護士

(注) ◎：支援委員会委員長 ○：支援委員会委員を表している。

Ⅳ. 従業員の状況（出向者を含み、派遣社員を除く。）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	1名減	41.5歳	2.29年

Ⅴ. 組織図



VI. 決算の概要

機構における決算概要は以下に示すとおりである。なお、計算書類等については、会計監査人による監査を受けるとともに、事業報告については監査役による監査を受けている。

(1) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第5期 (平成29年度)	第6期 (平成30年度)	第7期 (令和元年度)	第8期 (令和2年度)
営業収益	905	1,405	1,465	1,642
経常利益	458	952	955	1,173
当期純利益	457	876	717	808
1株当たり 当期純利益(円)	1,142.14	2,189.24	1,791.76	2,020.98
総資産	39,513	53,436	89,358	89,952
純資産	19,469	20,344	21,061	21,469
1株当たり 純資産額(円)	48,671.38	50,860.63	52,652.40	53,673.38

(注) 金額は、単位未満四捨五入。

(2) 貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	89,715,956,389	流 動 負 債	342,126,611
現 金 及 び 預 金	12,801,702,173	未 払 金	4,788,734
有 価 証 券	3,000,000,000	未 払 法 人 税 等	324,939,800
営 業 投 資 有 価 証 券	3,466,062,876	賞 与 引 当 金	4,752,335
営 業 貸 付 金	70,052,003,473	そ の 他	7,645,742
そ の 他	396,187,867	固 定 負 債	68,140,422,672
固 定 資 産	90,546,793	社 債	68,106,666,672
有 形 固 定 資 産	13,506,650	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	15,469,000
建 物	6,881,576	退 職 給 付 引 当 金	18,287,000
工 具 器 具 備 品	6,625,074	負 債 合 計	68,482,549,283
無 形 固 定 資 産	170,500	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	76,869,643	株 主 資 本	21,469,355,034
敷 金	47,952,302	資 本 金	10,000,000,000
繰 延 税 金 資 産	28,917,341	資 本 剰 余 金	10,000,000,000
繰 延 資 産	145,401,135	資 本 準 備 金	10,000,000,000
社 債 発 行 費	145,401,135	利 益 剰 余 金	1,469,355,034
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,469,355,034
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,469,355,034
		純 資 産 合 計	21,469,355,034
資 産 合 計	89,951,904,317	負 債 ・ 純 資 産 合 計	89,951,904,317

(3) 損益計算書 (令和2年4月1日~令和3年3月31日)

損益計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

(単位：円)

科 目	金	額
営業収益		1,642,269,469
営業費用		447,955,211
営業利益		1,194,314,258
営業外収益		
受取利息	77,560	
有価証券利息	491,588	569,148
営業外費用		
社債発行費償却	22,351,065	22,351,065
経常利益		1,172,532,341
税引前当期純利益		1,172,532,341
法人税、住民税及び事業税		360,550,733
法人税等調整額		3,588,709
当期純利益		808,392,899

(4) 株主資本等変動計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

株主資本等変動計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	そ の 他 剰 余 金	繰 越 剰 余 金		
当期首残高	10,000,000	10,000,000	1,060,962		21,060,962	
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	400,000		400,000	
当期純利益	-	-	808,392		808,392	
当期変動額合計	-	-	408,392		408,392	
当期末残高	10,000,000	10,000,000	1,469,355		21,469,355	

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅶ. 支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成二十五年内閣府告示第二百三十二号）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十三条第一項の規定に基づき、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が特定選定事業等支援の業務の実施並びに特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次の1から3までのいずれの事項も満たすこととする。

1 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

機構が特定選定事業等支援を行おうとする対象事業者による事業（以下「対象事業」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれの事項も満たすこととする。

その際、対象事業に関する特定選定事業が、以下のプロセスを経たものであることに留意することとする。

- ・ 公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の実施方針の策定・公表手続
- ・ 公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の評価・選定・選定結果等の公表手続
- ・ 公共施設等の管理者等が公募の方法等により民間事業者を選定する場合において、当該民間事業者により経営能力、技術的能力及び収益性の観点から行われる検討等

(1) 公共性・公益性

対象事業が、地域経済の活性化を含む我が国経済の成長力強化に寄与するために民間の事業機会の創出及び民間主体の資本市場の確立を促進させるとの観点を踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有するものであること。

(2) 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用

対象事業に関する特定選定事業が、例えば、次の①から③までのような事業形態を始めとして、公共施設等の管理者等と民間事業者が協力し、当該民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用する形で、当該民間事業者が公共施設等の整備等の事業を実施することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備等を実現するものであること。

① 公共施設等運営権の活用

公共施設等運営権に基づき公共施設等の運営等を民間事業者が行うことにより、自由度の高い事業運営を可能とするものであること。

② 附帯収益事業の活用

民間事業者が、例えば、次のア又はイのように、公共施設等の一部や余剰部分等を活用して附帯事業である収益事業を行うことにより、公共施設等の整備等の事業に寄与するものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要であると認めるもの。

ア 合築型事業

公共施設等と民間収益施設等との合築建築の場合において民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が必要であると認めるもの。

イ 併設型事業

併設等の形態により民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の実施に資すると認めるもの。

③ 公的不動産の有効活用など民間事業者による提案の活用

民間事業者の提案に基づき、当該民間事業者が公的不動産を有効利用するなどの形で、公共施設等の整備等の事業と民間収益施設等の整備等の事業とを一体的に実施すること等により、公共施設等の管理者等と当該民間事業者が協力して、付加価値の一層高い事業実施を可能とするものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要があると認めるもの。

(3) 収益面における出融資等適合性

対象事業が、次の①から④までのいずれの事項も満たすこと。

① 効率的・効果的な事業と見込まれること

対象事業が、効率的・効果的な事業であることが見込まれること。

② 適切な事業計画であること

対象事業の事業計画及び資金計画が、長期にわたり安定的な収入が見込まれる等、適切な内容であること。

③ 民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること

民間金融機関・民間投資家等からの十分な直接又は間接の投融資による資金供給が行われることが見込まれること。

④ 出融資等を行う資金の回収の蓋然性が高いと見込まれること

機構の支援開始後一定期間内に、出融資等を行う資金の適切な回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

2 特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項

機構が特定選定事業等支援を行うに当たっては、対象事業に関する公共施設等の整備等に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、長期にわたり安定的な業務運営を確保する観点から必要な事項は、次の(1)から(7)のいずれの事項も満たすこととする。

また、機構は、国の政策目的を実現するため、公的な資金を原資として特定選定事業等支援を行うことから、その設立趣旨に厳に即した出融資等を行うとともに、国の政策目的に即した出融資等業務の実施状況及び当該政策目的の達成状況等について、監督官庁であり出資者である国との間で、常時、密接に意見交換を行うための態勢を構築するものとする。

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

特定選定事業等支援の対象事業が、特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、適切な分散出融資等を行うことに努めること。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

個別の特定選定事業等支援案件について、公共施設等の管理者等、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者と連携しつつ、中長期的な観点及び事業年度毎の短期的な観点から事業・収支計画及び経営体制の精査、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資等を行うこと。

(4) 運用の透明性

特定選定事業等支援の対象事業についての対象事業者、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、①当該対象事業に関する公共施設等の稼働状況、②当該公共施設等の稼働の前提となる重要な許認可・免許、重要な契約

に係る契約条件の状況、③その他当該公共施設等の整備等に起因する様々なリスク等について十分な情報開示に努めるとともに、機構又は機構が行う出融資等の対象となる対象事業者に対して投融資する民間金融機関・民間投資家等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

個別の特定選定事業等支援案件について、機構が我が国における特定選定事業に係る資金を調達することができる民間主体の資本市場の確立を促進するために先導的な出融資等を行うとの視点を十分に踏まえ、当該特定選定事業等支援の対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完するとともに、当該特定選定事業等支援の収益目標が類似の民間金融機関・民間投資家等の収益目標と比較して著しく異ならないようにする等、類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等に機構の業績、対象事業者の業績等を反映させる等、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備すること。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮すること。

3 出融資等手法に関する事項

(1) 間接出資に関する事項

① 支援対象となる対象事業者の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす特定選定事業を支援する事業者（以下「特定選定事業支援事業者」という。）を、間接出資の支援対象となる対象事業者として選定するものとする。

ア 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、当該特定選定事業支援事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、特定選定事業の支援を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

イ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該特定選定事業支援事業者が次のいずれかの事項を満たすものであること。

(ア) 当該特定選定事業支援事業者の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業支援事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i及びiiに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(イ) 当該特定選定事業支援事業者が投融資を行う対象となる特定選定事業を実施する事業者の出資構成について、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業を実施する事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- i 当該特定選定事業を実施する事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合
 - ii 当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額未満となることが一時的であると認められる場合
 - iii i 及び ii に掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合
- ウ 当該特定選定事業支援事業者に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該特定選定事業支援事業者からの資金要求に応じて、その都度払い込むものであることが契約において明らかにされていること。

② 特定選定事業支援事業者に対する要求等の対応に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象となる特定選定事業支援事業者が本支援基準に規定する事項に即して特定選定事業の支援を行っているか否かを特定選定事業支援事業者との契約等に基づく報告要求、調査等を通じて確認するとともに、当該特定選定事業支援事業者に対する必要な要求等の適切な対応を行うものとする。

ア 報告の要求等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に対し事務の処理の状況その他の事項に関し報告を求め、又は当該特定選定事業支援事業者の業務及び財産の状況を調査確認するものとする。

イ その他の必要な対応

機構は、特定選定事業等支援を円滑かつ確実に実施する観点から、必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者に対し、その他の適切な要求等を行うものとし、当該特定選定事業支援事業者が当該要求等に従わないときは、業務執行者の解任の提案等の適切な対応を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、対象事業（特定選定事業を投融資により支援する事業を除く。以下同じ。）が上記1に規定する事項を満たしているにもかかわらず、民間金融機関・民間投資家等による匿名組合、投資事業有限責任組合等を経由した間接投融資が当該対象事業に対して十分に行われない場合であって、当該対象事業に関する民間金融機関・民間投資家等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められるときは、当該対象事業を実施する対象事業者に対し直接出資（原則として優先株式の取得によるものとする。）を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

① 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、対象事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、公共施設等の整備等の能力を有し、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、対象事業を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用並びに経営の規律保持を図るため、当該対象事業者の出資構成については、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- i 当該対象事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合
- ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合
- iii 当該対象事業者が対象事業の実施を目的とする子会社等と対象事業を実施する場合において、対象事業者及び当該子会社等に対する機構以外の者からの出資の合計額が、対象事業者に対する機構からの出資額以上となる場合
- iv i から iii までに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(3) 融資等に関する事項

機構は、上記 3(1)又は(2)に準じて、融資等（原則として劣後貸付け又は劣後債券の取得によるものとする。）を行うものとする。

(注) この支援基準における用語のうち、「特定選定事業」とは、選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金のみを自らの収入として収受する事業又は利用料金に加え特定選定事業に要する費用に相当する金額の一部として公共施設等の管理者等から支払われるものについても自らの収入として収受する事業をいう。

また、その他用語のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）において定義が定められているものについては、その例による。